

有機則適用業務以外の業務については、事業場におけるジクロロメタン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を総合的に勘案し、当該事業場において指針2の(2)のアに掲げる項目の中から適切な措置を講ずることとしてものであり、指針2の(2)のアに掲げるすべての項目について措置を講ずることを求める趣旨ではないこと。例えば、1日のうちジクロロメタン等にばく露する時間が極めて短時間である等の理由によって、設備の密閉化あるいは局所排気装置の設置が必ずしも現実的でない場合においては、作業方法の改善及び保護具の使用を効果的に行い、ジクロロメタン等へのばく露の低減を図る等の措置を講ずることで足りるものであること。

(2) 作業環境測定について

有機則においては作業環境測定の結果及びその評価の記録を3年間保存しなければならないこととされているが、指針においてはその業務の有機則適用業務、有機則適用業務以外の業務のいかんを問わず、作業環境測定の結果及びその評価の結果を記録し、これを30年間保存することとしたこと。これは、ジクロロメタンの人に対するがん原性については現時点では評価が確定していないものの、その可能性があることから、がん等の遅発性の健康障害は、そのばく露状況を長期間にわたって把握する必要があることを考慮し、特定化学物質等障害予防規則の特別管理物質に係る作業の記録の保存の規定に準じたものであること。

なお、同様の趣旨から、ジクロロメタンは、そのがん原性に着目した作業環境管理を行う必要があることから、指針の対象となる作業場については、作業環境評価基準第2条の第1管理区分を維持するよう指導すること。

(3) 労働衛生教育について

ジクロロメタン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事することとなった労働者に対して、ジクロロメタンの有害性等に着目した労働衛生教育を行うこととしたこと。

有機則適用業務にあっては、昭和59年6月29日付け基発第337号「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について」により労働安全衛生法第59条第3項の「特別教育」に準じた教育を行うこととされているが、ジクロロメタンの有害性にかんがみ、新たに指針の対象となる有機則適用業務以外の業務に従事する労働者に対しても適切な労働衛生教育を行うことを求めたものであること。

(4) ジクロロメタン等の製造等に従事する労働者の把握について

労働者の氏名等の記録を保存することとしたのは、上記(2)と同様の趣旨であること。

(5) 危険有害性等の表示について

ジクロロメタンは、労働安全衛生法第57条、第57条の2及び第101条第2項の対象であるとともに、化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針別表第10号のイに該当する物質であること。

第3 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき、化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針関係

1 趣旨

この指針は、労働安全衛生法第28条第3項の規定によりこれまで公表された10物質についての「化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針」について、容器等への表示、化学物質等安全データシート（M S D S）の交付及び労働者への有害性の周知等の措置を新たに盛り込んだものである。

労働安全衛生規則第28条第3項の規定によりこれまでに指針として公表されている10物質

クロロホルム
酢酸ビニル
四塩化炭素
1, 4-ジオキサン
1, 2-ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）
テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
1, 1, 1-トリクロルエタン
パラージクロルベンゼン
パラーニトロクロルベンゼン
ビフェニル

アントラセンによる健康障害を防止するための指針

(平成14年1月21日 公示)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、アントラセンによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、アントラセン又はアントラセンを含有するもの（アントラセンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「アントラセン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、アントラセンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定めたものである。

2 アントラセンへのばく露を低減するための措置について

アントラセン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 労働者のアントラセンへのばく露の低減を図るため、当該事業場におけるアントラセン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置

イ 作業管理

- (ア) 労働者がアントラセンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (イ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (ウ) アントラセンにばく露される時間の短縮
- (エ) 作業を指揮する者の選任

- (2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。

ア 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

イ 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

ウ アントラセン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

- (3) 保護具については、同時に就業する作業者的人数分以上を備え付け、常

時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。

- (4) 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

- ア 設備、装置等の操作、調整及び点検
- イ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ウ 保護具の使用

3 作業環境測定について

アントラセン等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

- (1) 屋内作業場について、アントラセンの空気中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

- (2) 作業環境測定の結果を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) アントラセン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- ア アントラセンの性状及び有害性
- イ アントラセン等を使用する業務
- ウ アントラセンによる健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ 局所排気装置その他のアントラセンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ 作業環境の状態の把握
- カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ 関係法令

- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5時間以上とすること。

5 アントラセン等の製造等に従事する労働者の把握について

アントラセン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
- (2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
- (3) アントラセンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事することとなった日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示について

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に基づき、アントラセン等の譲渡又は提供に際し、化学物質等安全データシートを交付するとともに、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

ジクロロメタンによる健康障害を防止するための指針
(平成14年1月21日 公示)

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第3項の規定に基づき、ジクロロメタンによる労働者の健康障害を防止するための指針を次のとおり公表する。

1 趣旨

この指針は、ジクロロメタン又はジクロロメタンを含有するもの（ジクロロメタンの含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。以下「ジクロロメタン等」という。）を製造し、又は取り扱う業務に関し、ジクロロメタンによる労働者の健康障害の防止に資するため、その製造、取扱い等に際し事業者が講すべき措置について定めたものである。

2 ジクロロメタンへのばく露を低減するための措置について

(1) ジクロロメタン又はジクロロメタンを重量の5パーセントを超えて含有するものを製造し、又は取り扱う業務のうち、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第1項第6号イからヲまでに掲げる業務に該当するもの（以下「有機則適用業務」という。）については、設備の密閉化、局所排気装置の設置等有機則に定めるところによるほか、次の措置を講ずること。

ア 労働者のジクロロメタンへのばく露の低減を図るため、当該事業場におけるジクロロメタン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

(ア) 作業環境管理

- ① 使用条件等の変更
- ② 作業工程の改善

(イ) 作業管理

- ① 労働者がジクロロメタンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ② 不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ③ ジクロロメタンにばく露される時間の短縮

イ ジクロロメタン等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気及び廃液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。

エ 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。

- (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - (ウ) 保護具の使用
- (2) ジクロロメタン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則適用業務以外の業務については、次の措置を講ずること。
- ア 労働者のジクロロメタンへのばく露の低減を図るため、当該事業場におけるジクロロメタン等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。
- (ア) 作業環境管理
 - ① 使用条件等の変更
 - ② 作業工程の改善
 - ③ 設備の密閉化
 - ④ 局所排気装置等の設置
 - (イ) 作業管理
 - ① 労働者がジクロロメタンにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - ② 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - ③ ジクロロメタンにばく露される時間の短縮
 - ④ 作業を指揮する者の選任
- イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行うこと。
- (ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
 - (イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。
 - (ウ) ジクロロメタン等を作業場外に排出する場合は、当該物質を含有する排気、廃液等による事業場の汚染の防止を図ること。
- ウ 保護具については、同時に就業する作業者の人数分以上を備え付け、當時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置すること。
- エ 次の事項について当該作業に係る作業基準を定め、これに基づき作業させること。
- (ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検
 - (イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - (ウ) 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 有機則適用業務については、有機則に定めるところによるほか、作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。
 - (2) ジクロロメタン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、有機則適用業務以外の業務については、次の措置を講ずること。
- ア 屋内作業場について、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）

に従ってジクロロメタンの空气中における濃度を定期的に測定すること。

なお、測定は作業環境測定士が実施すること。また、測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めること。

- イ 作業環境測定を行ったときは、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に従って当該測定結果についての評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。
- ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) ジクロロメタン等を製造し、又は取り扱う業務に従事している労働者及び当該業務に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
- ア ジクロロメタンの性状及び有害性
イ ジクロロメタン等を使用する業務
ウ ジクロロメタンによる健康障害、その予防方法及び応急措置
エ 局所排気装置その他のジクロロメタンへのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
オ 作業環境の状態の把握
カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
キ 関係法令
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4.5 時間以上とすること。

5 ジクロロメタン等の製造等に従事する労働者の把握について

ジクロロメタン等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- (1) 労働者の氏名
(2) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
(3) ジクロロメタンにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事することとなった日から30年間保存するよう努めること。

6 危険有害性等の表示等について

労働安全衛生法第57条、第57条の2及び第101条第2項に規定する容器等への化学物質の名称等の表示、化学物質等安全データシートの交付、労働者への有害性の周知等のほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（平成4年労働省告示第60号）」に示された必要な措置を講ずること。

（別添3）～（別添5） 省略